（総務課の所掌事務）

第二百九十四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

（削る）

八　（略）

（削る）

第二百九十六条～第三百一条　（略）

（農政調整官及び統計品質向上専門官）

第三百二十二条　調整課に、農政調整官一人及び統計品質向上専門官二人を置く。

2　（略）

3　統計品質向上専門官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に係る統計の品質の向上のための審査並びに品質の管理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（統計指導官及び統計分析官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官及び統計分析官それぞれ二人を置く。

2　（略）

3　統計分析官は、命を受けて、北海道農政事務所の所掌事務に係る統計の総合的な分析に係る統計の収集、整理及び分析に関する事務を行う。

（林野図書資料館及び税制専門官）

第三百八十七条　企画課に、林野図書資料館及び税制専門官一人を置く。

2～4　（略）

（削る）

（林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官、林業労働安全衛生指導官、特用林産物安全推進指導官及び種菌検査官）

第三百八十八条　経営課に、林業労働・経営対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官五人、林業労働安全衛生指導官一人、特用林産物安全推進指導官二人及び種菌検査官一人を置く。

2　林業労働・経営対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　林業労働に関すること。

二　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第二条第二項に規定する事業主（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を除く。）の林業経営の向上に関すること。

3　林業労働・経営対策室に、室長を置く。

（総務課の所掌事務）

第二百九十四条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

九　（略）

（厚生官の職務）

第二百九十六条　厚生官は、次に掲げる事務に参画する。

一　職員の災害補償に関すること。

二　職員の福利厚生に関すること。

三　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

第二百九十七条～第三百一条の二　（略）

（農政調整官）

第三百二十二条　調整課に、農政調整官一人を置く。

2　（略）

（新設）

（統計指導官及び情報調整官）

第三百二十三条　統計企画課に、統計指導官及び情報調整官それぞれ二人を置く。

2　（略）

3　情報調整官は、命を受けて、統計に関する情報システムの管理及び統計企画課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（林野図書資料館並びに税制専門官及び消費税転嫁対策官）

第三百八十七条　企画課に、林野図書資料館並びに税制専門官及び消費税転嫁対策官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　消費税転嫁対策官は、林業に関する消費税転嫁対策特別措置法第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を行う。

（林業労働対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官、林業経営指導官、林業労働安全衛生指導官、特用林産物安全推進指導官及び種菌検査官）

第三百八十八条　経営課に、林業労働対策室及び特用林産対策室並びに経営対策官四人、林業経営指導官一人、林業労働安全衛生指導官一人、特用林産物安全推進指導官二人及び種菌検査官一人を置く。

2　林業労働対策室は、林業労働に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

3　林業労働対策室に、室長を置く。